

札幌市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案

平成30年(2018年)11月29日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

札幌市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(昭和58年条例第1号)の一部を次のように改正する。

- (1) 別表1東月寒向ヶ丘第二地区地区整備計画区域の項の次に次のように加える。

北6条東3丁目周辺地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された札幌圏都市計画北6条東3丁目周辺地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
---------------------	--

- (2) 別表1北33条東1丁目地区地区整備計画区域の項の次に次のように加える。

新さっぽろ駅周辺地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された札幌圏都市計画新さっぽろ駅周辺地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
--------------------	---

- (3) 別表2JR琴似駅周辺地区地区整備計画区域の項駅南口A地区の目ア欄第6号、南2西3南西地区地区整備計画区域の項都心商業地区の目ア欄第3号、創世交流拠点地区地区整備計画区域の項創世交流拠点(北1西1街区)地区の目ア欄第7号及び北8西1地区地区整備計画区域の項機能複合地区の目ア欄第3号中「、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類する」を「又は政令第130条の9の5に規定する」に改める。

(4) 別表 2 東月寒向ヶ丘第二地区地区整備計画区域の項の次に次のように加える。

北6条東3丁目辺地区整備計画区域	業務・利便複合地区	(1) 住宅等 (2) 工場（パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業（食品加工業を含む。）を営むものを除く。） (3) 自動車教習所 (4) 畜舎（床面積の合計が15平方メートル以下のものを除く。） (5) マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (6) キャバレー、料理店その他これらに類するもの (7) 個室付浴場業に係る公衆浴場又は政令第130条の9の5に規定するもの	10分の15	1,000	200	外壁等の面から市道東4丁目線の道路境界線までの距離 外壁等の面から市道東5丁目北線の道路境界線（隅切部分を除く。）までの距離 外壁等の面から市道北6条線の道路境界線（隅切部分を除く。）までの距離 外壁等の面から札幌圏都市計画北6条東3丁目周辺地区地区計画の地区施設たる緑道1号の境界線（地区計画区域の境界線の部分に限る。）までの距離	5 1.5 3.5 10	
------------------	-----------	--	--------	-------	-----	---	-----------------------	--

- (5) 別表2 ビール工場跡地地区地区整備計画区域の項商業・業務・文化地区の目ア欄第2号及び同項商業A地区の目ア欄第2号中「、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類する」を「又は政令第130条の9の5に規定する」に改める。
- (6) 別表2 北33条東1丁目地区地区整備計画区域の項の次に次のように加える。

新さ っば ろ 周 辺 地 区 地 区 整 備 計 画 区 域	教育 ・ 地 域 交 流 複 合 地 区	(1) 住宅等 (2) 工場（パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業（食品加工業を含む。）を営むものを除く。） (3) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (4) 倉庫業を営む倉庫	10分 の 10	1,000	200	外壁等の面から都市計画道路南郷通、都市計画道路厚別中央通及び市道副都心団地3号線の道路境界線（隣切部分を除く。）並びに隣地境界線までの距離	2	
	商業 ・ 業 務 地 区	(1) 1階又は2階の部分を共同住宅の住戸の用に供する建築物 (2) 住宅等 (3) 工場（パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業（食品加工業を含む。）を営むものを除く。）	10分 の 20	1,000	200	外壁等の面から都市計画道路厚別青葉通及び都市計画道路原始林通の道路境界線（隣切部分を除く。）までの距離	3	60

	<p>(4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(5) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(6) キャバレー、料理店その他これらに類するもの</p> <p>(7) 個室付浴場業に係る公衆浴場又は政令第130条の9の5に規定するもの</p>			<p>外壁等の面から道路1号及び市道副都心団地7号線の道路境界線（隅切部分を除く。）までの距離</p>	2
<p>集合住宅地区</p>	<p>(1) 住宅等</p> <p>(2) 工場（パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業（食品加工業を含む。）を営むものを除く。）</p> <p>(3) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p>	<p>1,000</p> <p>10分 の20</p>	200	<p>外壁等の面から道路1号及び市道副都心団地7号線の道路境界線（隅切部分を除く。）までの距離</p>	2 100

(7) 別表2 大通交流拠点地区地区整備計画区域の項大通交流拠点（北街区）地区の目ア欄第7号及び同項大通交流拠点（南東街区）地区の目ア欄第7号中「、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類する」を「又は政令第130条の9の5に規定する」に改める。

(8) 別表2 備考6を次のように改める。

6 北6条東3丁目周辺地区地区整備計画区域の項、JR桑園駅周辺地区再開発地区整備計画区域の項、学園前駅周辺地区再開発地区整備計画区域の項、東園東地区地区整備計画区域の項、JR苗穂駅周辺地区地区整備計画区域の項及び新さっぽろ駅周辺地区地区整備計画区域の項のカ欄に掲げる数値は、附属建築物には適用しない。

(9) 別表2 備考10中「都心創成川東部地区地区整備計画区域」を「北6条東3丁目周辺地区地区整備計画区域の項、新さっぽろ駅周辺地区地区整備計画区域の項、都心創成川東部地区地区整備計画区域」に、「同項」を「都心創成川東部地区地区整備計画区域の項及び札幌駅前通北街区地区整備計画区域の項の」に改める。

(10) 別表3中57の項を58の項とし、56の項を57の項とし、55の項の次に次のように加える。

56	新さっぽろ駅周辺地区地区整備計画区域の商業・業務地区、集合住宅地区及び医療・業務A地区	地区施設である空中歩廊の外壁等の部分で、敷地に接する歩道の地盤面からの高さが2.5メートルを超える部分、空中歩廊を支える柱及び空中歩廊に接続する階段等
----	---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

建築基準法第68条の2第1項の規定に基づき、北6条東3丁目周辺地区及び新さっぽろ駅周辺地区について、地区整備計画の区域内における建築物の用途、敷地等に関する制限を新たに定めるため、本案を提出する。